

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）についての意見募集）

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
1	<p>太陽光発電施設については、工事の実施に係る大気質・騒音・振動、造成等の施工及び存在に係る水の濁り、工事及び存在に係る動物・植物・生態系等、影響要因一環境要素について、面整備事業の側面を示す事業であると考えられます。</p> <p>一方、施設の稼働に係る騒音（特に純音成分に係る環境影響）、地盤（土地の安定性）、反射光、供用終了後の廃棄物等、太陽光発電特有の影響要因一環境要素が存在することも確かですので、これら太陽光発電特有の環境影響の回避・低減のため、太陽光発電を条例の対象事業にすることは望ましいことだと思います。</p>	<p>原案のとおり改正します。</p>	<p>C（趣旨同一）</p>
2	<p>造成済みの工業専用地域については、架台・パネル設置工事、配線工事、フェンス等付帯工事と工事内容が限られ、幹線道路が近傍を通過し、住居等が近傍に存在しないことが考えられることから、対象となる影響要因一環境要素はごく限定されると考えられますが、一方で、造成後長期間放置した用地等においては重要な動植物の生息・生育の可能性も否定できないことから、そのような土地において事業を実施する場合には、地元有識者への聞き取りを行う等の配慮を行うことが望ましいと考えられます。</p>	<p>本県の条例においては、産業振興と環境の調整を図る観点から、造成済みの工業専用地域における一定規模以上の工場等の新築事業を第1種事業から除外し第2種事業としています。</p> <p>国は、太陽電池発電事業について、「環境への影響が小さいと想定される地域に導入することが望ましく、規模要件の設定など、環境影響評価の実施に当たっても、地域特性を考慮する必要がある」旨の考えを示していることから、太陽電池発電事業についても、再生可能エネルギー導入促進と地域環境保全の調整を図る（適地へ誘導する）観点から、「造成済みの工業専用地域」における事業については、同様に要件を緩和しました。</p>	<p>D（参考）</p>

		<p>なお、長期間放置された用地等については留意する必要があると認識しており、そのような土地において事業を実施する場合には、2種判定の結果アセス不要となった場合であっても、事業者に配慮を促します。</p>	
3	<p>既往の自治体の太陽光発電に係る環境影響評価については、既存文献等で影響が極めて小さいと考えられる電磁波、電波障害等を取り扱う事例も見られますが、過度な環境影響評価とならないよう、適正な項目・手法の選定を行っていただけるよう望みます。</p>	<p>いただいた御意見は、岩手県環境影響評価技術指針に規定している環境影響評価の参考項目の設定等に関するものとなっており、同指針の改正の際の参考とします。</p>	D (参考)
4	<p>現在、全国各地の自治体にて「太陽光の適正設置に係るガイドライン」が定められているかと思いますが、このガイドラインは機能すると中小太陽光発電施設の環境保全にかなり有用であると考えています。今後、環境影響評価の手法を検討される際に、何らかの連携を図れる仕組みがあると有効な制度になるのではないかと思います。</p>	<p>環境影響評価の手法等につきましては、今後、経済産業省において改正予定の主務省令の内容を参考とし、岩手県環境影響評価技術指針において定める予定です。</p> <p>なお、環境影響評価は一定の手続を定めた規定であり、それのみで全ての問題が解決するというものではないことから、他の法令等による規制や、事業計画ガイドライン等も考慮していきます。</p>	D (参考)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)

3 意見 (類似の意見をまとめたものを含む。) 数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。